

○国土交通省令第四十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第九項、第十九条第一項（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第二十九条第三項、第六十二条並びに第六十五条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正

前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 建築主が講ずべき措置等

第一節～第三節 (略)

第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置(第二十二条)

第五節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置(第二十二条の二)

第二章～第五章 (略)

附則  
第一章 建築主が講ずべき措置等

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第十二条第一項(法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)とする。

(い)	図書の種類	明示すべき事項
	(略)	(略)
配置図	(略)	(略)

改正前

目次

第一章 建築主が講ずべき措置

第一節～第三節 (略)

第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置(第二十二条)

第二章～第五章 (略)

附則  
第一章 建築主が講ずべき措置

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第十二条第一項(法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)とする。

(い)	図書の種類	明示すべき事項
	(略)	(略)
配置図	(略)	(略)

				空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表及び第十二条第一項の表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
(は)	(略)	(略)	(略)	
(ろ)	(略)	(略)	(略)	

2  
2  
4 (略)

(変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第二条 法第十二条第二項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものとする。

2 (略)

(適合判定通知書又はその写しの提出)

第六条 法第十二条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第一条第一項若しくは第二条第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める

				空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
(は)	(略)	(略)	(略)	
(ろ)	(略)	(略)	(略)	

2  
2  
4 (略)

(変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第二条 法第十二条第二項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものとする。

2 (略)

(適合判定通知書又はその写しの提出)

第六条 法第十二条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第一条第一項若しくは第二条第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める

書類の提出をもって法第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

- 一 法第二十五条第一項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第十八条第一項の認定書の写し

二・三 (略)

(国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)

第七条 第一条及び第二条の規定は、法第十三条第二項及び第三項(これらの規定を法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。この場合において、第一条中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、第二条中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第十二」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

(建築物の建築に関する届出)

第十二条 法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書(同条第一項前段の建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
(イ) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

書類の提出をもって法第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

- 一 法第二十五条第一項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第十八条の認定書の写し

二・三 (略)

(国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)

第七条 第一条及び第二条の規定は、法第十三条第二項及び第三項(法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。この場合において、第一条中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、第二条中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第十二」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

(建築物の建築に関する届出)

第十二条 法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した各階平面図、断面図、機器表(昇降機にあっては、仕様書)及び系統図その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

配置図		仕様書（仕上げ表を含む。）		各階平面図		床面積求積図		用途別床面積表		立面図		断面図又は矩計図	
縮尺及び方位		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別		エネルギー消費性能確保設備の位置		部材の種別及び寸法		エネルギー消費性能確保設備の種別		縮尺及び方位		間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	
壁の位置及び種類		開口部の位置及び構造		エネルギー消費性能確保設備の位置		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		用途別の床面積		縮尺		外壁及び開口部の位置	
エネルギー消費性能確保設備の位置		エネルギー消費性能確保設備の位置		縮尺		建築物の高さ		外壁及び屋根の構造		軒の高さ並びに軒及びひ			

(ろ)									
機器表									
各種計算書									
各部詳細図									
さしの出									
小屋裏の構造									
各階の天井の高さ及び構造									
床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造									
縮尺									
外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法									
建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容									
熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数									
給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数									
照明設備の種別、仕様及び数									
給湯器の種別、仕様及び数									
太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数									
節湯器具の種別及び数									
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保									
空気調和設備等以外のエネルギー									





	空気調和設備等 以外のエネルギー 消費性能の確 保に資する建築 設備	太陽熱を給湯に利用する ための設備の種別、位置 、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種別、位置及 び数 空気調和設備等以外のエ ネルギー消費性能の確保 に資する建築設備の種別 、位置、仕様、数及び制 御方法
2   第一条第二項の規定は、法第十九条第一項前段の規定による届出に ついて準用する。 3   4   (略)	<p>(建築物の建築に関する届出に係る特例)</p> <p>第十三条の二 法第十九条第四項の国土交通省令で定めるものは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価（法第十九条第一項前段の規定による届出に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価に限る。次条第三項において単に「評価」という。）とする。</p> <p>2 法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項の国土交通省令で定める日数は、三日とする。</p> <p>3 法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、第十二条第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。</p>	

2|| (新設)  
 3|| (略)

(新設)

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
各階平面図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	縮尺及び方位
床面積求積図	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
用途別床面積表	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造

4 第一条第二項の規定は、法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定による届出について準用する。

5 第十二条第三項の規定は、法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項後段の規定による変更の届出について適用する。

6 第十二条第四項の規定は、第三項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合について適用する。

(建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例)

(建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例)

第十四条 第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 第十三条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

3 法第二十条第二項の規定により通知をしようとする国等の機関の長は、評価の結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十四による届出書の正本及び副本に、それぞれ前条第三項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)

第十六条 法第二十三条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書に第二十条第一項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価書の交付等)

第二十条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第三十一による評価書(以下単に「評価書」という。)を申請者に交付しなければならない。

2 (略)

3 評価書の交付については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関

第十四条 第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第二項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。  
(新設)

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)

第十六条 法第二十三条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書に第二十条第一項の評価書(以下単に「評価書」という。)を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価書の交付等)

第二十条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第三十一による評価書を申請者に交付しなければならない。

2 (略)

3 第一項に規定する評価書の交付については、登録建築物エネルギー

の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

**第四節** 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置

**第五節** 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

**第二十二條の二** 法第二十八條の四第五項において準用する法第十七條第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二の二によるものとする。

(熱源機器等)

**第二十四條の二** 法第二十九條第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

- 一 熱源機器
  - 二 発電機
  - 三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源から熱又は電氣を得るために用いられる機器
- 2 法第二十九條第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 前項各号に掲げる機器のうち一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの
  - 二 前項各号に掲げる機器のうち申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電氣の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電氣を発生させ、これを供給するもの

(自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向

消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

**第四節** 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置

(新設)

(新設)

(新設)

上計画に記載すべき事項等)

第二十四条の三 法第二十九条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

2 法第二十九条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一 他の建築物に関する第二十三条第一項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書

二 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況を記載した図面

三 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給することに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面

(書類の保存)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第六十四条第一項第二号において単に「書類」という。)を、法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第三項又は法第十三条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

第七十六条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十

(書類の保存)

第七十六条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十

(新設)

(書類の保存)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第六十四条第一項第二号において単に「書類」という。)を、法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第十二条第三項又は法第十三条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

第七十六条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十

(書類の保存)

第七十六条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十

条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2・3 (略)

第八十条 (国土交通大臣が行う評価の手数料)

2 法第六十二条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第六十一条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

附則

(特定増改築に関する届出)

第二条 (略)

2 (略)

3 第十三条の二の規定は、法附則第三条第五項において読み替えて適用する同条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条の二第一項中「建築物」とあるのは、「特定建築物」と読み替えるものとする。

4 第十二条の規定は、法附則第三条第八項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」とあるのは「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、「建築物」とあるのは「特定建築物」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」とあるのは「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条

条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及びその添付書類並びに第二十条の評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2・3 (略)

第八十条 (国土交通大臣が行う評価の手数料)

2 法第六十二条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十二万円とする。ただし、既に法第六十一条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

附則

(特定増改築に関する届出)

第二条 (略)

2 (新設)

3 第十二条の規定は、法附則第三条第七項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」とあるのは「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、「建築物」とあるのは「特定建築物」と、同条第二項中「変更の届出をしようとする者」とあるのは「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条

---

第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

5|| 第十三条の規定は、法附則第三条第八項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において第十三条中「建築物の」とあるのは「特定建築物の」と読み替えるものとする。

6|| 第十五条の規定は、法附則第三条第十一項において準用する法第十七条第二項の立入検査について準用する。

---

第三項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

4|| 第十三条の規定は、法附則第三条第七項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において第十三条中「建築物の」とあるのは「特定建築物の」と読み替えるものとする。

5|| 第十五条の規定は、法附則第三条第十項において準用する法第十七条第二項の立入検査について準用する。

---